

# “Study in Japan, Success in Japan”

## ●行政書士 田澤 満 先生

日本で勉強し、日本で就職(起業)し、成功したい! 夢を追う留学生の皆さんに向けて、専門家からのアドバイスをお届けします。国際業務専門の行政書士として20年のキャリアを持ち、留学生を含め、数多くの外国人の在留手続きを手助けされてきた田澤 満先生です。キーワードは、「日本で就職できれば、何でもいってわけじゃない!?”

## 「留学生の卒業後の日本での就職について」

20年間、多くの外国人留学生の日本での就職、就労ビザへの変更申請をお手伝いして来ました。これを読まれるのは、日本留学の期待に胸躍る留学希望者の皆さん、そして彼らを支援する学校関係者の方が多いと思います。皆さんにとって少し先のこととなりますが、ここでは留学終了後、日本の企業で正式に働くための手続きについて触れたいと思います。

私が日本にいる外国人留学生たちと接点を持つのは、おもに彼らが大学4年生のとき(または、専門学校や大学院の最終学年)。厳しい就職活動を経て日本企業への就職内定が決まり、大学も翌年3月に卒業出来る見込みが立った時期からとなります。稀にそれより少し早く、顧問先企業の学生向け就職説明会などに立ち会うこともあります。

内定後、通常は留学生本人や企業側(人事部長など)と三者で面談し、卒業後に社員として日本で働くための「ビザ変更(留学ビザから就労ビザへの切換え)」の準備に入ります。

入国管理局での申請受付が開始される毎年12月から翌3月までがこのビザ変更のピークですが、申請後も入管での審査がどう進むか? 本人に雇用条件や職務内容上の誤解・心変わりはないか? また稀にですが大学卒業が遅れてしまう学生もいるため(留年)、入管から就労ビザが許可され、無事に大学を卒業し、実際に企業に就職して元気に働いている姿を見るまでは心配が尽きません。

この仕事を始めて20年。日本での外国人留学生たちの就職風景を見続けて来ました。様々な点で昔より良くなったと感じています。まず、「日本の大学を卒業する若者なのだから、なるべく日本に定着させたい」という日本政府の政策。現状は卒業者の3割程度が日本で就職、就労ビザに変更していますが、国としては5割まで就職

率を引き上げたい考えです。

一定条件の下、大学卒業後も就職活動のために在留継続が出来るようになり(最長1年間)、その間何回でもビザ変更チャレンジ出来ます。以前はそれこそワン・チャンスで、卒業時ビザ変更失敗すると帰国せざるを得ないケースが多かったのですから、卒業後も自分に合う企業をじっくり探せる現行制度は、留学生たちにとって大きなメリットです。

ちなみに就職先は、どこの会社でも良いというわけではありません。大学で学んだ理系文系の専門知識、語学などを活かせる職務内容と、日本の法律に合った労働条件を考慮して探すわけですが、10年前なら不許可だったであろうレアなケースでもビザ変更が許可されるようになって来ています。昨年までがピークでしたが、外国人観光客の増加を受けてインバウンド職種(旅行業、ホテル業、免税店等)への就職・ビザ変更も増加しています。

多くの日本企業が、外国人留学生の採用自体に抵抗感を持たなくなり、日本人新卒者と同様に考えて日本人の若者と同じ仕事を任せようとする傾向が増しています。そして大学や専門学校、ハローワークなどの雇用斡旋機関も、留学生の就職活動フォローに以前より力を入れています。

このように追風ではありますが、誰もが日本で就職し、就労ビザに変更出来るわけではありません。また就労ビザを許可されたとしても、会社での職務内容や雇用条件が合わずすぐ退職してしまうケースや、主に職務内容の単純さなどが原因でビザ更新が出来ないケースなどもあります。

また、クライアント・顧問先企業からもよく聞くことですが、卒業後、日本での就職を希望する留学生の増加とともに、実は皆さんのほうも日本企業から「選ばれる立場」になっている

ことを理解してください。日本企業から単なる「人手不足」対策として、単純な職務内容で雇われるか? または高度な専門知識を持つ技術者や国際人材として雇われるかでは、同じ日本企業で働くといっても大きな違いが出て来ます。

学業で得た専門知識はもちろん、やはり日本語能力の高さ、また英語圏以外の国の人には酷ですが、グローバル化に伴い企業によってはTOEICなどの英語力も、採用上重視するようになって来ています(外国人留学生に対しても)。つまり、決して希望する日本企業に楽に就職出来るわけではありません。皆さんにはこうした状況も理解の上、留学で来日することが出来た後も安心せず、充実した学生生活・スキルアッ

プを心掛けて頂きたいと考えています。

将来皆さんが希望の日本企業に就職し、日本社会の一員となって活躍してくれることを、長年外国人留学生の就職支援に関わる者として期待しています。

## プロフィール

1998年、外国人雇用手続・入国管理局ビザ申請専門の事務所を名古屋に開設。クライアントは全て外国人を多く雇用する事業所、外資系や海外拠点を持つグローバル企業で、ホワイトカラー・一般労働者・経営者など年間約800名の外国人のビザ申請を手掛けている。留学生の就職によるビザ変更も多く扱い、大学内での外国人留学生向け講演なども多数。



行政書士・社会保険労務士  
名古屋国際総合事務所  
所長・入管取次行政書士  
田澤 満

## 留学情報社が、あなたの留学・就職をお手伝いします!

### 1 最新で正確な情報を提供

日本全国の日本語学校、アジア地域の日本語教育機関や留学仲介機関へ留学情報誌『StudyABroad』を無料で配布しています。

#### 海外配布拠点

中国大陸(北京市・天津市・上海市・重慶市・黒竜江省・遼寧省・山東省・河南省・江蘇省・安徽省・湖北省・浙江省・福建省・広東省) / 台湾 / 韓国 / マレーシア(クアラルンプール) / ベトナム / ミャンマー / タイ / ネパール / スリランカ / インドネシア / ラオス

### 無料相談

月曜日～金曜日  
10:00～17:00



COUNSELOR  
郭文

### 2 充実したサポート体制

日本の高等教育機関の情報から入国の在留資格認定証の書類内容、宿舎の情報に至るまで、中国語が話せる経験豊富なカウンセラーがあなたをサポートします。留学ビザ申請資料の点検・翻訳業務、留学動向の調査・分析も行います。

### 3 ウェブサイトからも支援情報

一目でわかる試験日程表、資料請求、各進学先のホームページ、アルバイトや就職支援の情報等、留学生の支援情報も盛り沢山です。

URL <http://www.study-ab.com>

#### その他

留学生向け「多言語募集要項・パンフレット」の制作  
翻訳業務

## 株式会社 留学情報社

〒450-0002  
名古屋市中村区名駅3-26-19 名駅永田ビル  
電話: 052 (581) 3375 FAX: 052 (561) 3885  
<http://www.study-ab.com> E-mail: info@study-ab.com

### 中国済南事務所: 金榜翻訳諮詢社

OK Translation & Consulting Service  
日本留学への相談業務、外国語の翻訳業務

住所: 山東省済南市千佛山路歴山名郡20号3单元602号  
電話: 0531-86038200 <http://www.okfy.com>

## StudyABroad 2018-2019

2018年7月発行  
発行人: 株式会社留学情報社

株式会社留学情報社  
〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-26-19 名駅永田ビル  
電話: 052 (581) 3375 FAX: 052 (561) 3885  
<http://www.study-ab.com> E-mail: info@study-ab.com

©留学情報社 2018  
本誌の無断転載・複製・放送・加工を禁じます